

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年1月28日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年1月28日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス垂井店  
不破郡垂井町東神田三丁目163番1
  
- 2 意見の概要  
垂井町長の意見
  - ・廃棄物について
  - ・騒音について
  - ・交通対策について
  - ・児童生徒の安全確保について